

5. 誘導施設の設定

5.1 設定に向けた基本的な考え方

(1) 誘導施設とは

誘導施設は都市の居住者の共同の福祉や利便性のために必要な施設であり、都市機能誘導区域ごとに設定するものです。

(2) 想定される誘導施設

誘導施設として、想定される施設は以下に示すとおりです。

- 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- 集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や集会施設、スーパーマーケット等の店舗や銀行等のサービス業を営む商業施設
- 行政サービスの窓口機能を有する市役所等の行政施設

注)専ら都市の居住者以外の者の宿泊のみに特化した宿泊施設や、都市の居住者の共同の福祉や利便に寄与しないオフィスは該当しない

■拠点に求められる機能に応じた誘導施設の設定例

設定にあたっては、まちづくりの方針や課題解決に向けた施策・誘導方針・拠点の特性に応じた設定が必要となります。

表 5-1 誘導施設の設定例

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■中核的な行政機能 例、本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例、支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例、総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例、地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティ等
子育て機能	■市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例、子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例、保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例、相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例、延床面積〇m ² 以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例、病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例、延床面積〇m ² 以上の診療所
金融機能	■決済や融資などの金融機能を提供する機能 例、銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例、郵便局
教育・文化機能	■市民全体を対象とした教育文化センターの拠点となる機能 例、文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例、図書館支所、社会教育センター

出典:立地適正化計画作成の手引き(国土交通省、令和4年4月改訂)

5.2 本市における誘導施設の設定の考え方

考え方① 拠点の特性に応じた誘導施設の設定

- 本市における都市の骨格構造として、中心拠点、地域拠点、生活拠点を設定し、それらを道路・公共交通ネットワークでつなぐ構造としています。そのため、以下に示すような各拠点に求められる役割に応じた誘導施設の設定を行います。
- まちづくりの共通の課題である若い世代の転出抑制・転入促進にむけて、子育て機能の誘導を図るものとします。

表 5-2 本市における拠点に求められる役割・形成方針

拠点・軸の名称	項目	内容
中心拠点	役割	商業施設、公共施設、医療・福祉施設等、多様な都市機能を集積し、まちの顔となる拠点
	形成方針	幸手駅西口土地区画整理事業や中心市街地の賑わい創出等を通じ、都市機能の誘導を図る
地域拠点	役割	公共交通ネットワークの再編に伴う乗換拠点
	形成方針	公共施設等の再編(統廃合・複合化)に伴う都市機能の充実を図ることで、交通結節点としての役割を強化する
生活拠点	役割	日常生活に必要な施設の多くが身近にある暮らしを持続的に提供する拠点
	形成方針	生活サービス施設の維持・集積を図る

考え方② 市民ニーズを踏まえた必要施設の抽出

- 立地適正化計画の策定に関するアンケート調査では、設問(図 5-1)により、まちの中心部に特に必要な生活サービスについて調査しました。
- アンケート調査結果をみると「商業」「医療」「金融」の3つの機能へのニーズが高ことから、まちなか地区においては、これらの機能を確保するような誘導施設の設定を行います。

参考

問 5

あなたが自家用車を使わず、公共交通機関を利用するしか移動手段がない場合を想定して回答してください。
まちの中心部に特に必要と思う生活サービス施設について、あてはまるものを3つまで選び、番号に○をつけてください。

- 「食料品や生活用品(洗剤・衛生用品など)の生活必需品を取り扱うお店」がまちの中心部に必要と回答した人が62.7%となっています。
次いで「大規模病院」57.0%、「郵便局や銀行」43.8%となっています。

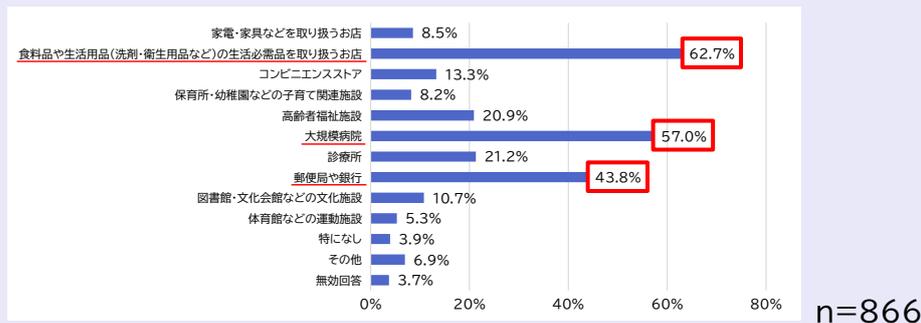


図 5-1 立地適正化計画の策定に関するアンケート調査結果(問 5)

5.3 誘導施設の設定

設定にあたっては、現在、立地している都市機能(2024年(令和6年)3月末現在)を集約または維持するものと、新たに誘導していく機能の2つを設定するものとします。

誘導施設は民間開発や公共施設の再編の動向により、適宜見直しをすることとします。

表 5-3 本市における誘導施設

機能		まちなか地区		栄地区 (生活拠点)	香日向地区 (生活拠点)
		幸手駅周辺 (中心拠点)	市役所周辺 (地域拠点)		
行政	市役所(本庁舎)	—	○	—	—
介護福祉	地域包括支援センター	—	—	—	○
子育て	地域子育て支援拠点	—	●	●	●
	保育所・幼稚園	●	—	●	●
	放課後児童クラブ	—	○	○	—
教育	小学校	—	○	○	—
医療	病院	○	○	—	—
	診療所(内科、小児科)	○	—	○	●
商業	大規模小売店舗 (ショッピングセンター)	—	○	—	—
	スーパーマーケット・ドラッグストア・ホームセンター	○	○	○	○
金融	銀行・信用金庫	○	○	—	—
交流・文化	コミュニティセンター	—	—	—	○

注)○都市機能の集約・維持 ●新たな機能の誘導

本市は、都市機能誘導区域に隣接した市街化調整区域や、徒歩圏内に位置する居住誘導区域内において、誘導施設の対象となる施設が多く立地しています。

そのため、現状で立地している誘導施設については維持していくものとしますが、建物の更新時等において、施設の移転等を伴う場合、誘導施設の設定をしておくことで、これらの施設を都市機能誘導区域に誘導できるように働きかけを行っていきます。

表 5-4 本市における誘導施設の定義

機能	誘導施設	根拠法令等
行政	市役所	行政サービス窓口を複数有する庁舎
介護福祉	地域包括支援センター	介護保険法第115条の 46 第 1 項に定める地域包括支援センター
子育て	地域子育て支援拠点	子ども・子育て支援法第 7 条第 10 項に定める子ども・子育て支援施設
	保育所・幼稚園	児童福祉法第 39 条第 1 項に定める保育所 学校教育法第 1 条に定める幼稚園
	放課後児童クラブ	児童福祉法第 6 条の3第 2 項に定める放課後児童健全育成事業を行う施設
教育	小学校	学校教育法第 1 条に定める小学校
医療	病院	医療法第 1 条の5第 1 項に定める病院
	診療所	医療法第 1 条の5第2項に定める診療所(歯科診療所除く)
商業	大規模小売店舗 (ショッピングセンター)	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に定める大規模小売店舗
	スーパーマーケット・ドラッグストア・ホームセンター	市民の日常生活に必要な生鮮食品や日常雑貨等を扱う小売店舗(床面積 500 m ² 以上)
金融	銀行・信用金庫	銀行法第 2 条に定める銀行 信用金庫法第 4 条に規定する免許を受けた信用金庫
交流・文化	コミュニティセンター	幸手市コミュニティセンター設置及び管理条例に定めるコミュニティセンター